

入札説明書添付資料－3 モニタリング及び対価の減額について

目 次

1. モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方	1
(1) モニタリングの基本的考え方	1
(2) モニタリング方針	1
(3) 運営委託費の減額に関する基本的考え方	1
(4) 減額システムの運用について	2
2. 運転停止型減額措置	2
(1) 削減額の算定方法	2
3. 運転継続型減額措置	3
(1) モニタリング手法の確定の手続	3
(2) モニタリングの方法	4
(3) 削減額の算定方法	5

1. モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方

(1) モニタリングの基本的考え方

組合は、本事業の運営業務について、入札公告時に組合が提示した要求水準書及び民間事業者が作成した事業提案書並びに運営マニュアル（以下「要求水準書等」という）に基づいて適正かつ確実な運営業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運営業務委託契約に基づく組合の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

(2) モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で組合が随時のモニタリングを行うこととする。

(3) 運営委託費の減額に関する基本的考え方

運営委託費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- 運営事業者の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- 減額の程度は、減額により運営業務そのものが損なわれること等がないよう、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して

行うものとする。

- 減額金額は運營業務委託契約に基づき運営事業者が組合に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- 運營業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他本件性能要件の未達により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（組合の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と運転を継続できるが要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- 軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額若しくは減額ポイントが付されない仕組みを基本とするものとする。なお、要求水準書第3章第5章5.2に示す要監視基準を超過したことのみでは、本書に定める減額措置の対象としないものとする。

（4）減額システムの運用について

本事業における運転停止型減額措置の場合は、ただちに運営委託費の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置を採り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましいと組合は考えている。そのため、組合と運営事業者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を期待している。

2. 運転停止型減額措置

（1）削減額の算定方法

① 減額等の措置を講じる状態

異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他本件性能要件の未達及び事業契約において定められた運営事業者の義務の不履行等により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合。

② 減額措置の手順

ア 復旧手続き

組合と運営事業者は、次の手順で施設の復旧に努めるものとする。

- （1）本施設が停止レベルに至った原因と責任の究明
- （2）運営事業者による本施設の復旧計画の提案（組合による承諾）
- （3）本施設の改善作業への着手

- (4) 本施設の改善作業の完了確認（組合による確認）
- (5) 復旧のための試運転の開始
- (6) 本施設の運転データの確認（組合による確認）
- (7) 本施設の使用再開

なお、停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- (1) 本施設が停止レベルに至った原因と責任の究明
- (2) 本施設の改善作業への着手
- (3) 本施設の改善作業の完了確認（組合による確認）
- (4) 本施設の運転データの確認（組合による確認）
- (5) 本施設の使用再開

イ 減額の算定方法

（減額）＝（1日当たりの運営固定費：円／日）×（減額率：％）×（停止日数：日）

ただし、「1日当たりの運営固定費：円／日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

ウ 減額率

状態	減額率
処理対象物の受入れ可能	25％
処理対象物の受入れ不能（1日～30日）	50％
処理対象物の受入れ不能（30日を超える場合）	100％（支払停止）

3. 運転継続型減額措置

（1）モニタリング手法の確定の手続

運転継続型減額措置の場合は、ただちに運営費を減額する運転停止型減額措置の場合と異なり、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものである。そのため、まず組合と運営事業者はモニタリング手法を以下の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

- 運営事業者の事業提案書に基づき、運営業務の仕様・水準を確定する。
- 運営事業者の提供する運営業務が、要求水準書等未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。
- 運営事業者は品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業

務監査（日常、随時及び定期モニタリング等）に位置づけるものとする。

- 運営事業者は、自らが行う品質管理を前提として、(2)①アに示す組合のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を組合に提案し、組合と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。
- なお、運営マニュアルは、運営事業者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより運営事業者が免責となるものではない。

(2) モニタリングの方法

① 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営業務についての各種報告書及び監査済み財務書類をそれぞれ期日までに作成して組合に提出するものとする。

ア 組合によるモニタリング

組合は、自己の責任及び費用で、運営事業者が実施する業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

a. 定期モニタリング

組合は、自らの費用において、運営事業者が毎月10日までに提出する運営報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後14日以内に当該運営報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者に通知する。運営事業者は組合が行うモニタリングにつき、組合の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、運営報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、運営事業者の提案に基づき契約後に組合と運営事業者が協議のうえ決定する。また、四半期の最終月に提出する運営報告書の内容には当該四半期全体の集計等を行うとともに、その内容には下記b.～d.のうち当該四半期に行ったモニタリング結果も含めるものとする。

b. 随時モニタリング

組合は、必要と認める場合、自らの費用において、運営・維持管理報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施することができる。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力するものとする。

c. 本施設の周辺環境モニタリング

組合は、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施でき、運営事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

d. 財務状況モニタリング

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出する。組合はこれを確認するものとする。なお、組合は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。

(3) 削減額の算定方法

① 減額等の措置を講じる状態

定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないと組合が判断した場合。改善措置が必要となる状態の例は表－1 に示すとおりである。

ア（水準 1）：本施設の運営にあたって明らかに支障がある場合

イ（水準 2）：本施設の運営にあたって利便性を欠く場合

表－1 運転継続型減額措置が必要となる状態（例）

運営費の区分	改善措置が必要となる状態の例
運営固定費	■水準 1 ・災害時の対策不良 ・安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生 ・副生成物の品質基準未達 ・故意による業務放棄 ・業務の未実施 ・運営報告書の虚偽記載 ・有効利用すべき副生成物の有効利用不実施 ・ストーカ炉＋セメント資源化方式におけるセメント資源化企業の未確保
	■水準 2 ・情報公開設備（掲示機器等）の不具合による履行水準の未達 ・見学者対応設備の不備 ・日常清掃、除草状況の履行水準の未達 ・諸室清掃状況の履行水準の未達

② 減額措置の手順

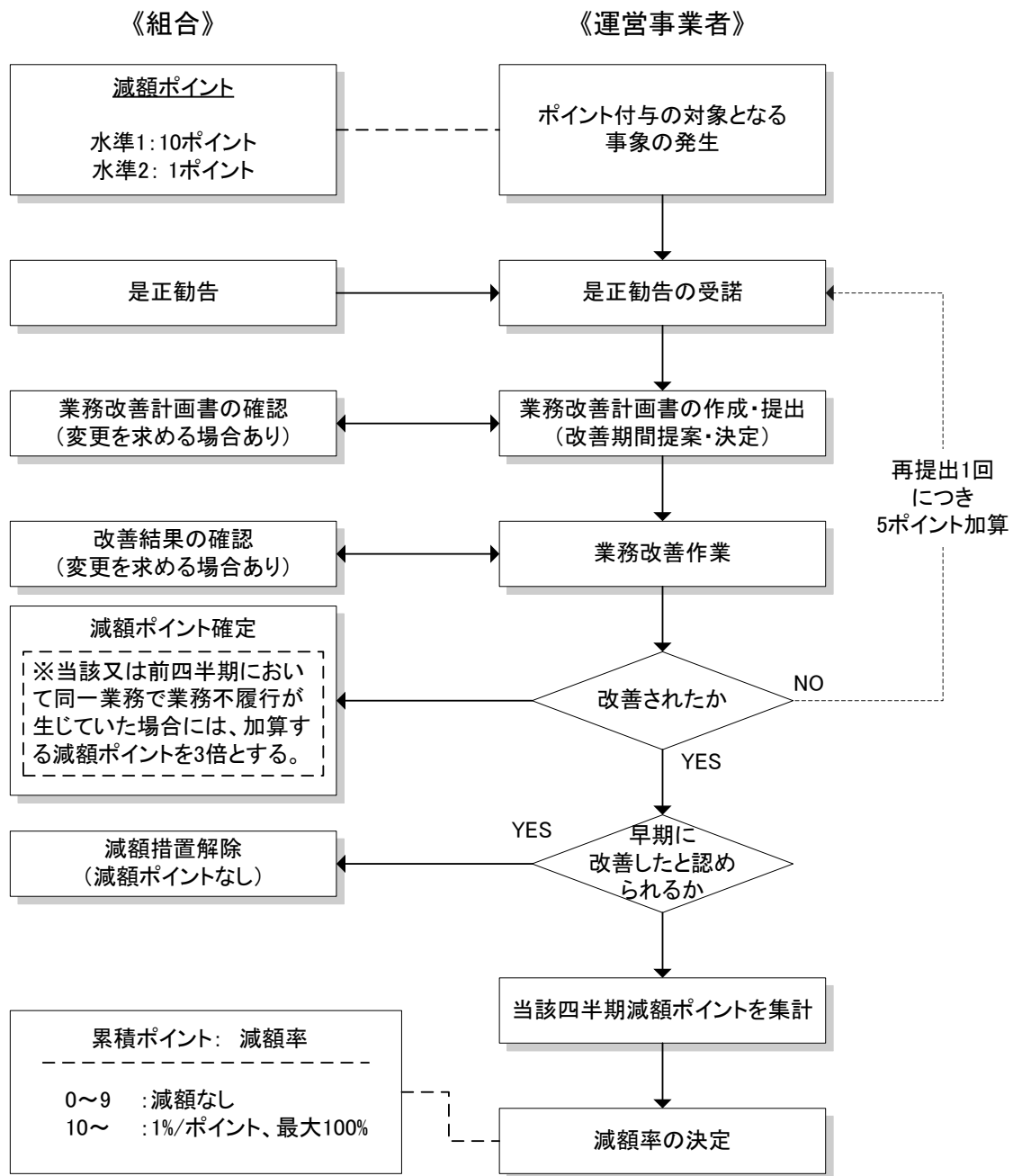
ア 業務改善手続き

本施設の運転は可能であるが業務水準が要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至ったと判断した場合、組合と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。(図－1 参照)

- (1) 組合は要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- (2) 要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った原因と責任の究明
- (3) 運営事業者による業務改善計画の提案（組合による承諾）
- (4) 業務改善作業への着手
- (5) 業務改善作業の完了確認（組合による確認）

なお、業務水準が要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- (1) 組合は要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- (2) 要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った原因と責任の究明
- (3) 業務改善作業への着手
- (4) 業務改善作業の完了確認（組合による確認）



図－1 運転継続型減額措置等

イ 減額の算定方法

(減額) = (1 日当たりの運営固定費：円／日) × (減額率：%) × (違反日数：日)

ただし、「1 日当たりの運営固定費：円／日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

ウ 減額率

- 状況に応じた減額のポイントは表-2 のとおりとする。ただし、軽微な不履行で運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することができたと組合が認める場合には減額ポイントは付さないものとする。
- 予め定めた改善期間内に改善作業の完了が確認されなかった場合には、組合は再度是正勧告を行い業務改善計画書の再提出を求め、改善が認められるまで上記手続きを繰り返す。なお、業務改善計画書の再提出が必要な場合はその都度 5 ポイントを加算する。
- 当該四半期又は前四半期において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを 3 倍として加算する。
- 四半期毎に累積ポイントを集計する。
- 累積ポイントに応じて減額率（表-3 参照）を算定し、決定する。
- 累積ポイントは次四半期には持ち越さない。

表-2 減額ポイント

水準未達 の状況	減額ポイント
水準 1	水準未達と認定された場合に 10 ポイント
水準 2	水準未達と認定された場合に 1 ポイント

※当該四半期又は前四半期において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを 3 倍として加算する。

表-3 減額率

累積 ポイント	減額率
0～9	減額なし
10～	(累積ポイント) × (1%/ポイント)、最大 100%